

諮問番号：平成29年度諮問第13号

答申番号：平成29年度答申第15号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の所得が限度額以上であることを理由に、児童扶養手当が満額支給されないのは違法又は不当であると主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

児童扶養手当は、児童扶養手当法第9条第1項により、受給者の前年の所得に応じて支給を制限すると定められているから、請求人の主張には理由がない。原処分は法令に基づき適切に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分（児童扶養手当の一部支給停止処分）は、受給資格者の前年の所得に応じてその全部又は一部を支給しないとする法令の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人は、手当が満額支給されないのは、違法、不当であると主張しているが、審査請求人の前年（平成27年）の所得は、児童扶養手当法及び同法施行令に定める所定の控除額を控除すると、その限度額を超えるから、手当の支給制限を受けるとともに、支給制限額も、法令の定めるところにより適正に算定されており、違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成29年6月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

児童扶養手当法に基づく児童扶養手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同法施行令に定める額以上であるときは、

その全部又は一部を支給しないものとされており（児童扶養手当法第9条第1項）、扶養親族等が1人であるときは、57万円が限度額とされている（同法施行令第2条の4第1項）。

そこで、本件についてみると、審査請求人は、特別障害者である児童1人を扶養していると認められ、同法施行令に定める所定の控除額を控除すると、審査請求人の所得は、限度額（57万円）を超えているから、児童扶養手当の一部支給制限を受けることとなる。

また、一部支給制限の額は、同法施行令の規定によって算定すると、原処分の一部支給停止額と一致する。

こうした事実関係からすると、審査請求人の所得が限度額を超えるとして、児童扶養手当の一部を支給制限することとした処分庁の判断には、違法、不当な点は認められないというべきである。

なお、審査請求人は、児童扶養手当の申請時に一部支給停止の適用除外に関する届出を提出した旨を主張し、あたかも同届出が、所得の限度額を超えていることによる一部支給停止の適用除外を受けるための届出であったかのごとく主張しているようにも解されるが、審査請求人が行った届出は、同法第13条の3第2項に定める適用除外に関する届出であって、原処分は、同項の適用除外事由を認定した上で、同法第9条第1項の規定により行われており、適正である。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美